

NPO法人の手続きが オンラインで できるようになります！



藤沢市所管のNPO法人の皆様は、内閣府の「NPO法人ポータルサイト」内で、
申請・届出等手続きをオンライン上で行うことができる「ウェブ報告システム」が利用できるようになりました。

※従来通り、電子申請システム（e-kanagawa）及び書面による申請・届出等を行うことも可能です。

ウェブ報告システムの主な機能

▶アカウントの管理

ユーザー登録や権限の設定、代理人用アカウントの作成ができます。

▶書類の作成、提出

ウェブ画面上での書類のアップロード等による申請書類の提出ができます。

▶申請・届出履歴の確認

ウェブ画面上で申請・届出等をした書類の確認ができます。

▶問い合わせ機能

システムの操作について、サポートデスクへの問い合わせができます。

対象となる手続き

- ・ 設立の認証申請
- ・ 事業報告書等の提出
- ・ 役員変更の届出
- ・ 定款の変更 等

オンラインで手続きを行うには？

利用者登録（アカウント登録）又はG Biz IDを利用することで各種手続きが可能となります。
登録、手続きは下のURLより、ご確認ください。

《URL》 <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/create/confirmation>



【システム操作に関するお問い合わせ】

内閣府サポートデスク

電話 0120-876-531

窓口時間 平日 9:30~18:15 (12:00~13:00を除く)

【手続きに関するお問い合わせ】

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

電話 0466-50-3516

窓口時間 平日 8:30~17:15 (12:00~13:00を除く)

アカウント登録・利用申請

📖 手続きを始めるには、アカウント登録が必要となります。

既に NPO 法人を設立しており、新たにアカウント登録を行う場合

- 1 NPO 法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン画面」で「アカウントの新規登録」を選択。
- 2 説明画面と規約を確認のうえ、必要情報を入力。⇒アカウント新規登録完了
- 3 ログイン後の画面で「法人利用申請」を選択。必要情報を入力して申請。
- 4 申請後、内閣府より法人の主たる事務所の住所に「利用申請コード」が送付されるので、「法人利用申請」画面でコードを入力 ⇒ 利用申請完了。手続きが開始できます。

現行のシステムで既にアカウントを登録している場合

- 1 NPO 法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で登録済みの ID・パスワードを入力してログイン。
- 2 規約を確認後、不足している情報を入力
- 3 アカウント情報が更新され、登録完了。各種手続きを利用できます。

G ビズ ID を利用する場合

- 1 NPO 法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で「G ビズ ID によるログイン」を選択し、G ビズ ID・パスワードを入力しログイン。
- 2 手続きを行う法人を選択。
- 3 不足している情報を追加で入力し、登録完了。各種手続きを利用できます。

※登録方法の詳細については、表面の内閣府ポータルサイトの URL より、ご確認ください。



内閣府 NPO ホームページ

登記事項証明書・住民票の写し等の提出について

登記事項証明書の提出が必要な手続きについては、「登記事項証明書のみ」郵送での提出が必須となりますのでご注意ください。また、「住民票の写し・住所を証する書面（海外在住者）・印鑑証明書」についても同様に郵送必須となります。

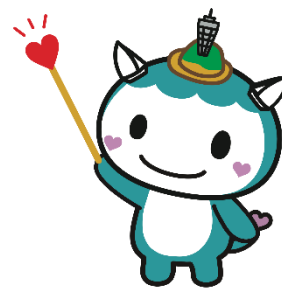
※その他の必要書類はオンライン上でご提出いただけます。

事業報告書等の期限内のご提出をお願いします

NPO 法人は、毎事業年度終了後 3 か月以内に前事業年度の事業報告書等について作成し、所轄庁に提出することが必要です。

事業報告書等の提出は、期限内に行っていただきますようお願いします。

また、役員の変更・変更等（再任を含む）が行われた際には、速やかに役員変更の届出を行うようお願い致します。



ふじキュン

関連リンク

- NPO 法人ポータルサイトログイン画面（内閣府）

《URL》 <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login?>



- 藤沢市ホームページ「特定非営利活動法人に関する事務について」

《URL》 <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/kurashi/shimin/npo/jimu.html>

